

「次世代バッテリー推進事業 電池開発・評価支援事業」業務委託 企画提案募集要領

（本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の地域未来交付金の交付決定を条件とします。）

1 業務の目的

愛知県には、車載用・産業用蓄電池のユーザー企業や、セラミックスを始め電池材料を扱う企業、先進的な研究を行う大学・研究機関が集積しており、2024年10月のSTATION Aiの開業によりスタートアップの更なる集積も見込まれ、地域のポテンシャルは高い。こうした状況を踏まえ、セラミックス等の地域の強みを生かした活発な研究・技術開発による電池イノベーションの創出を図るため、産学行政が参画する「あいち次世代バッテリー推進コンソーシアム」を2024年12月に設立した。

あいち次世代バッテリー推進コンソーシアムでは、「当面の重点分野」の1つとして、「知の拠点あいちに電池開発研究・評価のヒト・モノ・情報が集まる拠点化の検討」を掲げている。

本事業では、知の拠点あいちが備える高度な計測分析機器及びあいちシンクロトロン光センターを活用した電池開発に有用な分析に関する専門性の高い分析技術セミナー等を通じ、電池評価や開発を支援するとともに、知の拠点あいちにおける依頼試験・技術指導等の利用を促進し、拠点化につなげていくことを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

「次世代バッテリー推進事業 電池開発・評価支援事業」業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日（木）まで

(3) 事業内容

別添1「仕様書」のとおり

3 契約条件

(1) 委託金額限度額

3,597,000円（消費税及び地方消費税込み）

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、全額を免除する。

(3) 支払方法

事業終了後の精算払いとする。

4 応募者の資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 企画提案書提出期限の時点において、「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者（令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿への登載に申請中であることを含む）で、業務（大分類）「3. 役務の提供等」に登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 愛知県から資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

5 説明会

応募を希望する者を対象に、以下のとおり企画提案の説明会を開催する。

- (1) 開催日時：令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
- (2) 開催場所：あいち産業科学技術総合センター 本部 1 階 講習会室
（愛知県豊田市八草町秋合 1267-1）

(3) 参加申込方法

以下により電子メールにて行うこと。

- ・ 申込期限：令和 8 年 3 月 5 日（木）正午
- ・ 件名：「次世代バッテリー推進事業 電池開発・評価支援事業の説明会参加申込み」
- ・ 本文中に次の 1～3 を記載
 1. 貴社名、団体所在地
 2. 参加者所属、役職、氏名（2 名まで）
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込先：あいち産業科学技術総合センター 技術支援部 計測分析室
acist@pref.aichi.lg.jp

(4) 備考

説明会において使用する募集要項及び仕様書、応募申込書等は各自持参すること。

6 応募手続等

(1) 企画提案書等の提出

当事業の受託を希望される方は、別添 2 「次世代バッテリー推進事業 電池開発・評価支援事業」業務委託企画提案書等作成要領に基づいて次のアからケの書類を作成の上、提出すること。ただし、必要がある場合は 補足資料の提出を求めることがある。

- ア 企画提案参加申込書（様式 1）
- イ 業務実績書（様式 2）
- ウ 企画提案書（様式任意）
- エ 見積書（様式任意）
- オ 経費積算内訳書（様式任意）

仕様書の業務内容ごとに、それぞれ費目内訳（人件費、交通費、通信運 搬費、印刷費等）がわかるように記載すること。

- カ 県税の滞納がないことの証明書（3 月 2 日（月）以降のもの（写しで可））

キ 法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（3月2日（月）以降のもの（写しで可））

ク 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3、4）

ケ 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(2) 提出部数

10部（紙、正本1部、副本（コピー）9部）及び電子データ1式

(3) 注意事項

- ・企画提案は1事業者1案とする。
- ・提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- ・提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け取らない。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）のいずれかにより提出する。

持参の場合は、土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで

(5) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、提出書類の受領を確実にを行うため、投函等を行った後速やかに電話連絡（「10 連絡・問合せ先」に記載する連絡先）すること。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日午前9時から午後5時までとする。

※提案書に不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、書類は返却しない。

(6) 提出先

「10 連絡・問合せ先」に記載する場所

(7) 応募に関する問合せ

企画提案書作成等の問合せは、3月11日（水）午後3時まで電子メールで受け付ける（電話や書面では受け付けない）。

・電子メール：acist@pref.aichi.lg.jp

・件名：「次世代バッテリー推進事業 電池開発・評価支援事業に関する問合せ」

問合せに対する回答は、3月13日（金）午後5時までに下記 Web ページに掲載する。ただし、質問が質問者固有の内容である場合は質問者のみに回答する。

・審査及び評価基準等に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うために、受け付けない。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kagaku/knowlegde-hub-aichi-seminar2026.html>

7 選定事業者数

1社

8 審査及び委託先の決定

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が3件を超えてある場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行い、3件を選定する。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

【選定委員会における提案説明】

提案者は企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

- ・日程：令和8年3月26日（木）午後1時30分から午後3時まで（予定）
オンライン（Teams）

※プレゼンテーションは1者15分程度とする。説明は企画提案書をもとに行う。資料の投影操作は提案者が行うものとする。説明終了後、質疑応答を5分程度行う。日時・場所等については、後日連絡する。

(3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際のポイントは、以下のとおりとする。

【事業評価項目】

- ア 推進体制（推進体制及び業務実績等は適切か。）
- イ 事業の内容及び実施方法（実施方法は効果的であり適切か。）
- ウ 付加提案（当事業の効果を高めるものであるか。）
- エ 経費（見積項目・経費は適切か。）
- オ 社会的価値の実現に資する取組状況（社会的価値の実現に資する取組をしているか。）

(4) 審査結果の通知

ア 通知方法

最適な提案者に対しては企画提案書を選定したことを、選定されなかった提案者へは企画提案書を選定しなかったことを書面で通知する。

イ 通知期日

2026年3月下旬頃

※なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

(5) 契約

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として選定しただけであり、契約を締結するまでは、契約関係を生じない。県は、最適な提案者と企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約を締結するまでの間に失格となった場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

(6) 受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(7) その他

・企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された提案書は返却しない。

・次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

・応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

・採用された企画提案書の著作権は、愛知県に帰属するものとする。

・この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が定める。

9 スケジュール

- ・ 令和8年3月6日(金) 事業者への事業説明会
- ・ 令和8年3月19日(木) 企画提案の締切
- ・ 令和8年3月26日(木) 選定委員会（プレゼンテーション）
- ・ 令和8年3月下旬 事業者決定
- ・ 令和8年4月上旬 契約
- ・ 令和8年12月31日(木) 契約終了

10 連絡・問合せ先

住 所 〒470-0356 愛知県豊田市八草町秋合 1267-1 （知の拠点あいち 1階）

所属名 あいち産業科学技術総合センター 技術支援部

（担当：船越、杉山(信)、浅井、原田）

電 話 0561-76-8315（ダイヤルイン）

メール acist@pref.aichi.lg.jp